

コミュニティ回収奨励金対象事業者登録・登録拒否通知書

年 月 日

様

大阪市長

印

コミュニティ回収の収集を担う再生資源事業者への奨励金支給の手続等に関する要綱（以下「要綱」という。）第6条第1項及び同条第2項の規定に基づき、次のとおり通知します。

なお、登録の有効期間は、登録の日から起算して3年となります。

また、要綱に記載している事項を遵守するとともに、登録内容に変更があった場合は、速やかに届け出てください。

次のとおり登録します。

区 分	登 録 内 容
登録の年月日	
登録の名称	
住所・所在地	
氏名・代表者氏名	
役員名	
電話番号	

※登録事項のうち、登録の名称、住所、氏名、電話番号（法人にあつては、登録の名称、所在地、代表者氏名、電話番号）について、本市ホームページにおいて「コミュニティ回収奨励金対象事業者」として公表します。

次のとおり登録を拒否します。

理由：